

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.17

政策の限界を前にして苦悩深める中央銀行 他

=====

<<index>>

- [1. 政策の限界を前にして苦悩深める中央銀行\(大山\)](#)
- [2. 岐路にさしかかりつつあるコンダクトリスク対策\(岩井\)](#)
- [3. 中国の過剰生産問題への対応は進むのか\(熊谷\)](#)
- [4. 新興国ビジネスリスクシーズ\(7\)~フィリピン~\(茂木\)](#)
5. 一歩先行く英国の FCA は RegTech のフィードバックステートメントを公表(森・上田)
- [6. 講演最新情報\(2016年8月時点\)](#)

=====

5. FinTech

一歩先行く英国の FCA は RegTech のフィードバックステートメントを公表

有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー 森剛敏、ジュニアスタッフ 上田綾乃

金融とテクノロジーを融合させた各種サービスとして FinTech が話題となる今日、金融規制対応にテクノロジーを活用しようとする「RegTech」と称される分野が新たに注目されています。

金融危機により、規制当局は金融機関の業務に対して詳細データの保存や迅速で適切な報告を義務付けるようになりました。そこで、米国・英国を中心としてテクノロジー主導のイノベーションへのシフトが進んでおり、当局による効果的なモニタリングと金融機関による正確かつ簡単な金融規制対応が期待されています。こうした流れに早期から目を向けていた英国金融行為規制機構(FCA: Financial Conduct Authority)は、RegTechに関するフィードバックステートメント(以下、ペーパー)を7月末に公表しました。ペーパーの内容は、主に、昨年11月に実施した金融業界・IT業界等からの意見収集結果や今年3月のRegTechラウンドテーブルを受けたサマリー、RegTechに関する2016/17年のアプローチとなっています。

RegTech の検討として、当局へのレポーティングに際して活用が期待されるテクノロジーを 4 つの領域に分類してしています。

1. 効率性の追求と協働

- (1) 代替的な当局報告方法(異なるソフト・ウエアを利用して、合理的な処理を実現)
- (2) 共有化主体の構築(クラウド・オンラインプラットフォームによる KYC (Know Your Customer) 情報の共有化)
- (3) クラウドコンピューティング(インターネットのオンデマンド・コンピューターサービス)
- (4) オンラインプラットフォーム(他者との意思疎通の強化・改善)

2. 規制対象間の認識・理解の一致、規制の標準化

- (1) 規制文書のプログラミング言語への変換(machine-readable regulation)
- (2) シェアードデータ推進(規制データの活用による理解・解釈を参加者で共有)
- (3) API(Application Programming Interface)の利用促進(システムの相互運用性確保)
- (4) 当局によるロボ・ハンドブックの作成(規制内容の影響把握や報告基準の明確化)

3. データに基づく予測・学習、簡素化

- (1) ビッグデータ分析(新たな示唆の発見や報告書の発見)
- (2) 常時のリスク・コンプライアンスモニタリング(リアルタイムのリスク・不正の発見)
- (3) シミュレーションと可視化技術(規制の金融市場全体や個別金融機関への影響の予測)
- (4) AI(Artificial Intelligence)によるリスクアセスメント(データによるパターン認識やアルゴリズムの活用)

4. 新技術と方向性

- (1) ブロックチェーン(記録を安全に保存しネットワーク上で共有する)
- (2) コンプライアンスの自動構築(自動で規制の「プログラミングコード」を適用するシステム)
- (3) バイオメトリック(人々の行動特性の測定・分析への活用)
- (4) システム・モニタリングと可視化(多くの情報を把握し、相互に作用させ、効率性を追及)

そのうえで、イノベーションを妨げている要因として、金融機関・IT 企業等の回答は以下のとおりであったとペーパーでは示されています。

新技術に対する規制が不明瞭であるため、金融機関は積極的に新技術を利用し新サービスを手掛けることに不安を抱いている。

新技術導入にあたり、「仮想サンドボックス」などを当局が提供し、RegTech を支援することが望ましい。技術開発者と当局の規制担当者がともに検討を進めなければ RegTech の発展はない。

企業のリーダーシップ不足により、既存技術にばかり投資を続け、新技術への関与が限られている現状がある。

このような金融機関・IT 企業等の回答を受け、FCA は、RegTech に関して今後も積極的に関与を進めることで市場参加者によるシェアード・エコノミーへの挑戦を後押ししたいと述べています。

本邦においても、金融庁は FinTech ベンチャー有識者会議、FinTech サポートデスク、決済高度化官民推進会議、金融審議会(金融制度ワーキンググループ)に加えて FinTech サミットを 9 月に開催するなど、ベンチャーエコシステムの創出を目指して積極的に技術者との協働体制が進んでいるようです。日本銀行も FinTech センターが FinTech フォーラムを開催予定である等、当局サイドの動きも活発化しています。

デロイト トーマツはこのような内外の当局の動向を踏まえて、金融機関への影響を想定しながら、FinTech やブロックチェーン等のイノベーション関連の支援をしております。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。